

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		産業文化センターの利用の許可
根拠条例・規則等名		さいたま市産業文化センター条例
条 項		第6条、第7条
所 管 部 課		経済局 商工観光部 経済政策課 (電話：048-829-1363)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>1 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>2 以下のいずれかに該当すると認められるときは、センターの利用を許可しない。</p> <p>(1)センターの設置の目的に反するとき (2)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき (3)施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき (4)前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	即日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		